

倒木による物損事故に係る損害賠償額の専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年（2020年）2月21日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

専決処分書

倒木による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和元年（2019年）12月26日

町田市長 石 阪 丈 一

## 損害賠償の額の決定について

倒木による物損事故に係る損害賠償の額を下記のとおり決定する。

### 記

- 1 事故発生年月日 2019年10月19日
- 2 事故発生場所 町田市相原町字谷戸1417番
- 3 事故の概要 道路予定地上の立木が被害者の所有地に倒れ込み、建物等に  
損害を与えたもの
- 4 事故の種別 物損事故
- 5 被害者の住所
- 6 被害者の氏名
- 7 損害賠償の額 2,226,070円